

アブダビ閣僚宣言（2024年3月2日採択）

我々閣僚は、2024年2月26日から3月1日まで、アラブ首長国連邦のアブダビにおいて、第13回会合を開催した。会合を終えるに当たり、我々は、アラブ首長国連邦政府及びその国民に対し、この会議の素晴らしい運営と、アブダビで我々が受けた温かいもてなしに、深く感謝の意を表したい。

1 第13回会合は、WTO設立30周年を記念して開催された。この機会に、我々は、マラケシュ協定に謳われた原則と目的を再確認する。

2 我々は、この30年間、WTO加盟国が、マラケシュ協定前文に反映された目的を、異なる経済発展段階にある加盟国それぞれのニーズと関心に整合する形で達成しようと努めてきたことを認識する。重要な進展があった。我々は、グローバルな課題に対処するための有意義な推進力を提供するため、多角的貿易体制をさらに強化することを決意する。

3 我々は、WTO協定、閣僚決定及び閣僚宣言の実施の重要性を強調し、一般理事会及び補助機関からの報告に反映されたいくつかの問題についての進展に留意する。我々は、関連するWTO機関に対し、更なる作業を促進するよう指示する。

4 我々は、WTOの全ての機能を向上するために、WTOの必要な改革に向けて取り組むとの第12回会合での我々のコミットメントを再確認し、この点での進捗を認識する。我々は、WTOの効率性、有効性、WTOの作業への加盟国の参加の促進を強化する観点から、WTOの理事会、委員会及び交渉グループの日常的な機能を改善するためにこれまでに行われた作業に留意し、これを評価する¹。我々は、一般理事会及びその補助機関に対し、この作業を継続し、適宜、進捗状況を次回の閣僚会議に報告するよう指示する。

5 我々は、現在の貿易上の課題に対応するための有意義な推進力を提供し、利用可能な機会を活用し、WTOが適切に機能することを確保するため、WTOを中核とする多角的貿易体制の能力を維持し、強化することを決意する。

6 我々は、開かれ、包摂的な、強靱で、持続可能な、多様かつ信頼性のあるグローバル・サプライチェーンの重要性、及び、生産と貿易が危機と混乱からより容易に回復することを確保する上でのグローバル・サプライチェーンが果たす役割の重要性を強調する。我々は、WTOの機関において、特に情報共有を含む透明性に関する作業が行われていることに留意し、また、グローバル・サプライチェーンの強靱性を促進するための努力を歓迎する。

7 我々は、WTOの作業における開発の側面の中心性を再確認する。我々は、後発開発途上国（LDC諸国）を含む開発途上加盟国の多角的貿易体制への完全な統合が、これらの国の経済発展にとって重要であることを認識し、マラケシュ協定に従い、貿易から得られる利益が開発途上加盟国に恩恵をもたらすよう積極的に努力する必要性を強調する。

8 我々は、開発途上加盟国及びLDC諸国に対する特別かつ差異ある待遇の規定が、WTO及びその協定の不可分の一部であることを再確認する。WTO協定における特別か

¹ MC12以降のこの作業の状況を記載した報告書は、文書WT/MIN(24)/7に記載されている。

つ差異ある待遇は、明確で、効果的で、運用可能であるべきである。さらに、我々は、貿易が、生活水準を向上し、完全雇用を確保し、加盟国の持続可能な開発を追求し、及び異なる経済発展段階にある加盟国のそれぞれのニーズと関心に整合する形でそれらを行う方法を強化するという観点から、行われるべきものであることを想起する。我々は、合意されたとおり、貿易と開発委員会特別会合（CTDSS）及びWTOの他の関連する場において、特別かつ異なる待遇の適用の改善に引き続き取り組み、MC14までに進捗を一般理事会に報告するよう事務方に指示する。

9 我々は、WTO内の議論の調整における貿易・技術移転作業部会の役割を認識し、他の関連国際機関との協力の継続を含め、その継続を奨励する。

10 我々は、LDC諸国の特別な脆弱性と特別なニーズを認識する。この観点から、我々はLDC諸国による多角的貿易体制への有意義な統合を確保するために、LDC諸国の利益が優先されるべきであることを強調する。我々は、MC12成果文書のパラグラフ8における、LDC諸国に配慮した決定の運用化に関する我々の指示に留意し、これまでの作業を認識する。我々は、関連機関に対し作業の継続を指示し、一般理事会に対し進捗状況を我々の次回会合に報告するよう指示する。

11 第12回会合において、我々は、LDC卒業後の加盟国の円滑かつ持続可能な移行を促進するために、WTOの特定の措置が果たし得る役割を認識したことを想起し、我々は、WT/L/1172において一般理事会が採択した決定を歓迎する。

12 我々は、LDC諸国を含む開発途上加盟国の貿易関連の能力構築のため、また多角的貿易体制への統合に貢献するための「貿易のための援助（Aid for Trade）」イニシアティブの重要性を認識する。我々は、WTOの訓練技術協力研究所（ITTC）によるこの点での貢献、並びに開発途上加盟国の訓練及び能力構築を支援するWTOが管理する様々な通常予算外の基金への拠出者による貢献を認識する。我々は、第9回グローバル・レビューの結果を期待しており、このイニシアティブの継続的な必要性を認識する。また、LDC諸国に特化した通常予算外の貿易関連技術支援を継続するため、特定の加盟国の間で進められている努力と議論にも留意する。

13 我々は、WTOの活動のあらゆる側面において、優先事項を強調し、解決策を模索し続けることにより、小規模で脆弱な経済の多角的貿易体制への統合を促進するため、小規模経済に関する作業計画へのコミットメントを再確認する。

14 我々は、貿易の円滑化に関する委員会における通過に関する専用セッションの重要性を認識する。我々は、貿易と開発委員会に対し、内陸開発途上国（LLDCs）が多角的貿易体制により完全に統合される上で特定された貿易関連の課題を評価するために、集中的な会合を開催するよう指示する。貿易と開発委員会は、一般理事会に報告し、仮に勧告がある場合には第14回閣僚会議に提案する。

15 マラケシュ協定の目的を想起し、また、多角的貿易体制が国連2030アジェンダ及びその持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け貢献する上で、多角的貿易体制が果たし得る役割を認識し、WTOのマンデートに関連する限りにおいて、我々は、3つの柱（経済、社会、環境）における貿易と持続可能な開発の重要性を強調する。

16 我々は、女性の経済的エンパワーメントと女性の貿易への参加が、経済成長と持続可能な開発に寄与することを認識する。我々は、女性の貿易への参加を促進するための能

力構築イニシアティブ及び経験の共有²などの活動を通じた、他の関連国際機関との協力を
含むWTOの活動に留意する。

17 我々は、加盟国間の零細・中小企業（MSMEs）の状況、課題及び能力の相違に
留意しつつ、MSMEsが、全てのWTO加盟国において、経済成長、持続可能な開発、
及び貧困削減において果たしている重要な役割を認識する。我々は、MSMEsの国際貿易
への参加を促進するための能力構築イニシアティブ、経験共有、並びに関連ツール及び
プラットフォーム等の活動を通じた、他の関連国際機関との協力を含む³WTOの活動に留
意する。

18 加盟国は、世界の経済生産の3分の2以上を生み出し、雇用の半分以上を占めてい
る、サービスの世界経済に対する役割と重要性を認識する。サービスは、経済成長と発展
のための安定した環境を提供し、世界的な課題に取り組む上で重要な役割を担っている。
我々は、グローバルなサービス貿易へのLDC諸国を含む開発途上加盟国の参加拡大を、
これらの加盟国が輸出に関心を有する分野及び提供の様態に特に留意しつつ、促進する必
要性を認識する。我々は、サービス貿易理事会（通常会合及び特別会合）及びその補助機
関において行われる作業の重要性を認識し、更なるテーマ別、事実に基づく議論を含め、
GATSのマンデート及びその他の既存のマンデートの範囲内において、作業の再活性化
にコミットする。

19 我々は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第12条に従い、WTOの拡大を
祝福する。我々は、本会議が2つの後発開発途上国、コモロと東ティモールの加盟手続き
を完了したことに満足の意を表す。我々は、WTOへの加盟が多角的貿易体制の強化に
貢献することを認識し、第12回会合における我々のコミットメントを想起する。

20 我々は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第12条に従って加入した国が、
加入時に市場アクセスに関するコミットメントを含む広範なコミットメントを行っている
という特別な状況を認識する。この状況は、交渉において考慮される。

21 我々は、自然災害による災害を含む世界的及び国内的な危機に直面している加盟国、
特にLDC諸国を含む開発途上加盟国が直面する短期的な課題を認識する。我々は、WTO
の関連機関に対し、強靱性と災害に対する準備を支援することを目的とした、加盟国主
導の作業を継続するよう奨励する。議論は、WTO協定がどのように危機管理の枠組みを
支援できるか、また、新たなリスクの防止、既存のリスクの削減、強靱性の向上にどのよ
うに貢献するかに焦点を当てることができる。議論には、一貫性を促進するため、他の関
連国際機関の関与も得ることができる。実施された作業の報告書及び将来の行動に関する
勧告は、適当な場合には、加盟国の提案に基づき、第14回閣僚会議（MC14）に先立
ち一般理事会に提出されるものとする。

22 我々は、「新型コロナウイルス（COVID-19）パンデミックに対するWTOの
対応と将来のパンデミックへの備え」に関するMC12の閣僚宣言を想起し、文書WT/
MIN（24）／8の一般理事会報告に反映されているように、関連するWTO理事会及
び委員会での作業に留意する。我々は、関連するWTOの機関に対して、加盟国の提出に
基づき、閣僚宣言の指示に従い作業を継続すること、新型コロナウイルスのパンデミック
の期間の全ての教訓と経験した課題を検討しそれを土台とすること、将来のパンデミック
に備え効果的な解決策を迅速に構築することを奨励する。我々はまた、この作業を、デー

² これらは、横断的な問題に関する一般的なメッセージであり、WTO加盟国の権利又は義務を変更するものではなく、また、いかなる共同声明イニシアティブにも関連するものではない。

³ これらは、横断的な問題に関する一般的なメッセージであり、WTO加盟国の権利又は義務を変更するものではなく、また、いかなる共同声明イニシアティブにも関連するものではない。

タ、分析及び技術協力により支える上でのWTO事務局の活動について、世界保健機関（WHO）及び世界知的所有権機関（WIPO）との三者間協力並びに他の関連国際機関との協力を通じた活動を含め留意し、また、適当な場合には、今後もWTO事務局に対しこの活動を継続するよう奨励する。

23 我々は、閣僚により採択された以下の決定及び宣言を歓迎する。

- 「小規模経済に関する作業計画：閣僚決定」
- 「LDCカテゴリー卒業国の円滑な移行のためのWTOの支援措置：閣僚決定」
- 「貿易の技術的障害の削減のための規制面の協力強化：閣僚宣言」
- 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定及び貿易の技術的障害に関する協定における特別のかつ異なる待遇に関する規定の明確で効果的で運用可能な実施：閣僚宣言」
- 「紛争解決制度改革：閣僚決定」
- 「電子商取引作業計画：閣僚決定」
- 「TRIPS協定の非違反申立て：閣僚決定」

（了）